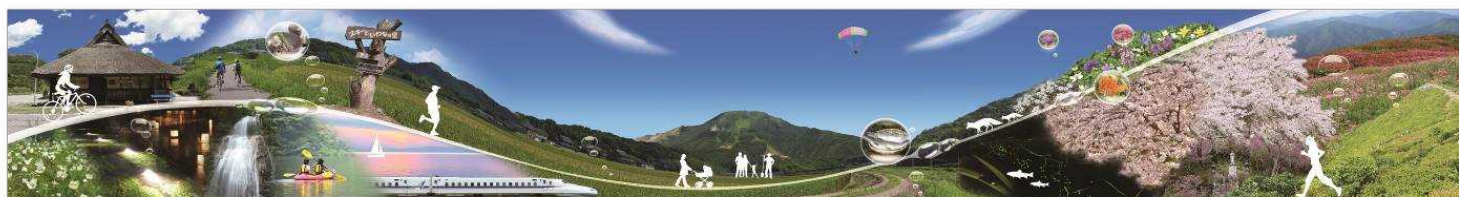


びわ湖の素のまち、米原ならではの彩りある暮らしを応援します！

# 米原市新幹線通勤補助金



この補助金は、滋賀県唯一の新幹線停車駅である米原駅を活用した本市への移住定住を促進することを目的としています。  
※この資料は、概要を記載しています。

申請に当たっては、必ず「米原市新幹線通勤補助金交付要綱」を確認し、内容について了承の上、行ってください。

<p>補助対象者</p>	<p>○補助金の交付申請を初めて行う日（以下「初回申請日」という。）の前1年以内に本市に転入し、または転入しようとする者で、転入前1年間において米原市に住所がないこと。 ○初回申請日において申請者または同居する配偶者が40歳未満、または同一世帯に中学生以下の子がいること。 ○米原市に継続して5年以上居住する意図があること。 ○新幹線定期券または新幹線乗車券を購入し、米原駅発着の新幹線を利用して通勤している、または通勤する予定であること。 ○市税等の滞納がないこと。 ○暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p>																												
<p>補助金額</p>	<p>【新幹線通勤補助】（※1）（※4）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">（新幹線定期券を購入する場合）</th> <th colspan="2">（都度、新幹線特急券等を購入する場合）</th> </tr> <tr> <th>米原駅からの通勤利用駅</th> <th>補助金の額（月額）</th> <th>米原駅からの通勤利用駅</th> <th>補助金の額（回）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都駅</td> <td>16,000円</td> <td>京都駅</td> <td>400円（※2）（※3）</td> </tr> <tr> <td>新大阪駅</td> <td>23,000円</td> <td>新大阪駅</td> <td>575円（※2）</td> </tr> <tr> <td>岐阜羽島駅</td> <td>15,000円</td> <td>岐阜羽島駅</td> <td>375円（※2）</td> </tr> <tr> <td>名古屋駅</td> <td>16,000円</td> <td>名古屋駅</td> <td>400円（※2）</td> </tr> <tr> <td>上記以外の新幹線駅</td> <td>23,000円</td> <td>上記以外の新幹線駅</td> <td>575円（※2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 勤務先から通勤手当として特急料金（在来線通勤に要する費用を超えて支払われるものをいう。）が支給されている場合は、特急料金支給額×1/2を補助額から減じます。 ※2 1か月の利用回数は、40回または勤務日数×2のいずれか低い方を上限とします。 ※3 切符の種類によって特急料金が基準額未満となる場合は、特急料金×1/2が補助金の額となります。 ※4 ダブルワーク等で複数の事業所に通勤している場合は、一の事業所への通勤に限ります。</p> <p>【駐車場利用補助】 新幹線通勤に際して、醒ヶ井駅、近江長岡駅、柏原駅、坂田駅を利用している場合 駐車場料金 <b>月額2,000円を上限</b>に補助</p>	（新幹線定期券を購入する場合）		（都度、新幹線特急券等を購入する場合）		米原駅からの通勤利用駅	補助金の額（月額）	米原駅からの通勤利用駅	補助金の額（回）	京都駅	16,000円	京都駅	400円（※2）（※3）	新大阪駅	23,000円	新大阪駅	575円（※2）	岐阜羽島駅	15,000円	岐阜羽島駅	375円（※2）	名古屋駅	16,000円	名古屋駅	400円（※2）	上記以外の新幹線駅	23,000円	上記以外の新幹線駅	575円（※2）
（新幹線定期券を購入する場合）		（都度、新幹線特急券等を購入する場合）																											
米原駅からの通勤利用駅	補助金の額（月額）	米原駅からの通勤利用駅	補助金の額（回）																										
京都駅	16,000円	京都駅	400円（※2）（※3）																										
新大阪駅	23,000円	新大阪駅	575円（※2）																										
岐阜羽島駅	15,000円	岐阜羽島駅	375円（※2）																										
名古屋駅	16,000円	名古屋駅	400円（※2）																										
上記以外の新幹線駅	23,000円	上記以外の新幹線駅	575円（※2）																										
<p>交付対象期間</p>	<p><b>最大：連続する36か月</b></p> <p>※やむを得ないと認められる事情（育児休業等）により通勤を行わない期間がある場合は、その期間に応じて延長可 ※交付対象期間の始期は、転入日以後、初回申請日が属する月の前後3月以内（初回申請日の年度内に限る） <b>※補助金の申請および請求の手続きは、年度ごとに必要です。</b> ※令和6年度に米原市新幹線通勤者定期券等補助金の交付を受けている場合は、交付対象期間の上限は引き続き<b>連続する24か月</b>です。</p>																												

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

米原市経済環境部 シティセールス課 TEL:0749-53-5140 FAX:0749-53-5139

# 米原市新幹線通勤補助金 Q&A

Q1：交付対象期間および交付申請の考え方を教えてください。

A1：通算の交付対象期間の始期を初回申請時に設定し、そこから連続する36か月が通算の交付対象期間となります。その後、**年度が替わる度に補助金の申請をする必要があります**。交付対象期間は、申請年度内に限り、申請時から3か月まで遡る（または3か月後から開始する）ことができますが、2回目（次年度）以降は、申請が遅くなると当該年度の交付対象期間が短くなりますので、年度当初にお忘れなく申請してください。

**※なお、令和6年度にこの補助金の交付を受けている場合は、引き続き24か月が補助対象期間の上限となります。**

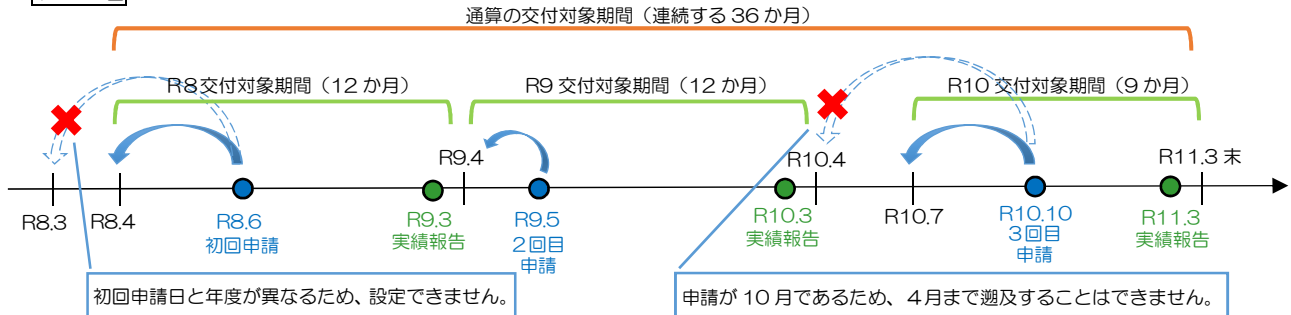
【申請例】令和8年3月に転入し、同月から新幹線通勤を開始した場合

(令和8年度) 6月に申請(1回目)し、令和8年度の交付対象期間の始期を2か月遡って設定  
(年度を超えて対象期間を遡ることはできないため、4月から対象期間にできる。)

(令和9年度) 5月に申請(2回目)し、令和9年度の交付対象期間の始期を1か月遡って設定  
(7月までに申請すれば、4月から対象期間にできる。)

(令和10年度) 10月に申請(3回目)し、令和10年度の交付対象期間の始期を3か月遡って設定  
(申請が10月となってしまった場合、7月からの期間しか対象期間にできない。)

イメージ図



Q2：どのようなものを通勤として取扱うのか。

A2：本市に住所を定め、本市から勤務先（特定の1事業所）まで新幹線通勤することが常態であることをいいます。**特定の1事業所以外への出社や単身赴任先までの移動などに伴う新幹線利用は補助対象外**です。既定の様式により、本市から特定の1事業所まで通勤している旨の証明を勤務先から取得していただく必要があります。なお、**ダブルワーク等で複数の企業で勤務している場合は、一の事業所への通勤のみ補助対象とします。**

Q3：基準額よりも補助が少なくなるのはどのような場合か。

A3：勤務先から特急料金分の通勤手当（**在来線通勤に要する費用を超えて支払われるものをいう。**）が支給されている場合は、当該特急料金分の通勤手当に2分の1を乗じた額を補助額から減ずることとなります。また、京都駅または新大阪駅を利用する方で、都度、新幹線特急券等を購入する場合において、**早得切符により新幹線を利用している場合（※）**は、特急料金相当額に2分の1を乗じた額が1回当たりの基準額となります。

**※ EX早得1を利用した場合の基準額 京都駅：385円（2026.4時点）**

Q4：都度、新幹線特急券等を購入する場合において、途中下車することはできるか。

A4：申請した利用区間と異なる乗車となるため、**途中下車した場合は補助対象外**とします。

Q5：定期券購入補助と特急料金補助は併用できるか。

A5：申請時点でいずれの補助を利用するか選択いただくため、**併用できません**。

ただし、次年度以降の2回目や3回目の申請の際に変更することは可能です。

その他、御不明な点があれば、シティセールス課までお問い合わせください。